

九条俳句市民応援団

「九条俳句」違憲国賠訴訟を市民の手で！ 実行委員会ニュースレター 2018/1/15 Vol.17
〒338-0011 埼玉県さいたま市中央区新中里 1-5-19-206 武内 気付
TEL 090-2173-2591 FAX 048-824-5626 MAIL contact@9jo-haiku.com



「九条俳句」市民応援団 検索
URL http://9jo-haiku.com

「九条俳句」裁判 東京高裁へ控訴 (2017.10.24) 引き続き大きなご支援をお願い致します

みなさま 新年おめでとーうございませう。

私たちは昨年10月13日、さいたま地裁で、勝訴判決を勝ち取り喜び合いました。

判決は「さいたま市の公民館職員らが、原告の思想や信条を理由として、九条俳句を公民館だよりに掲載しないといふ不正な取り扱いをしたもので違法である」と認めました。この判決を受け早速、さいたま市に対し、九条俳句を速やかに公民館だよりに掲載し違法状態を正すことと、違法・不正の再発防止の具体的改善策をとることを求め、この2点を約束できれば控訴はしないと申し入れました。しかし、市側は、こちらの申し入れを拒否したばかりか、判決を真摯に受け止めようとせず、早々に控訴すると表明しました。

私たちは、今回の判決をもとに話し合いでの解決を求めていきましたが、市民と向き合おうとしない市にそれも閉ざされてしまいました。控訴するしかありません。自由に学び、自由に表現するという当たり前のことを守りたいのです。

さいたま地裁で得た勝利判決に更に充実した判決を求め、10月24日東京高裁に控訴いたしました。憲法九条を守り、平和に暮らし続けるために、今この裁判に勝つことは大きな意味があると思います。さいたま地裁での勝利は、みなさまのゆるぎない大きなご支援の賜です。東京高裁でも勝訴を確信して頑張ります。引き続き大きなご支援をよろしくお願い致します。

「九条俳句」違憲国賠訴訟原告

2018年3月1日(木) 東京高裁(日比谷)
10時集合 / 10時半開始 101 法廷
「九条俳句」裁判今こそ主権者行動を
どんなに小さなことも！

1月26日「こうみんかんカフェ① (みんカフェ)」 1月31日「日本ペンクラブシンポジウム」
 2月17日「高裁へ！主権者は私達 市民集会(三鷹)」 3月9日「3.1 第1 回口頭弁論報告集会みんカフェ②」

新年を2週間後に控えた日比谷図書館地下のホールは1000人を超す入りであった。東京五輪狂想曲で煽られる中国・北の脅威、「Jアラート」「国難」の輪唱の裏で勢揃いした安保関連法に共謀罪。脅かされる「表現の自由」——戦後70年余り、この国が謳歌してきた平和は既に腐り始めていないか？——映画「ハトは泣いている」の問いかけを受けて、「永続敗戦論」の白井聡氏が日本の戦後という時代の実態を浮き彫りにしつつ、今何をすべきか？ 何ができるか？ を共に考える3時間の集会である。主催は市民応援団をはじめとする「ハトは泣いている」上映をすすめる会。

12.17 どうする私たち 主権者？市民集会 レポート

句両事件が交差して進む導入部分からドイツの歴史総括に及ぶ前半の終わりで比較的張りつめていた空気が次第に和らぐ。気配が漂う。「躓きの石」創始者の「罪はないけど責任を引き受け…」では歴然とした日独の違いの

これに「ハト」の上映 主催40団体のうち23団体からの賛同表明を得ての開催となった。映画の上映で始まった観客席は高年齢層が大半を占める。都美館、九条俳

再認識、納得に近い空気が流れる。後半に入る中垣氏、俳句会員、市民応援団への共感か、笑い声も多く出てくる。アンケートから九条俳句関連の声——「三橋俳句会」の反対、抵抗の力の大きさに驚き、また安心「『梅雨空』の句は写真俳句で作者が賛成／反対表明していない。市民が公の場所」で政治を語ることもタブー視される限り、日本に真の民主主義は存在しない」「充分考えさせられる内容。九条俳句、高裁、がんばって。応援してます」など——。

講演会は白井氏の話だけの入場者も数人いた。映画を受けて公の付度に関わる役人の無恥ぶりに言及、国民の側の自主規制、権力への自発的隷従への警鐘から「永続敗戦論」を基調とした本論へと移行。日独の「敗戦」の比較では、これに目を逸らし続ける日本とナチスの

主権者は私達 2.17 市民集会

★2月17日(土)13時～17時
 ★武蔵野市芸能小劇場 (三鷹駅北口1分)
 〒180-0006 東京都武蔵野市中町1-15-10
 TEL: 0422-55-3500

◎「九条俳句」東京高裁 3.1 口頭弁論へ！
 ◎講演：上原公子(元国立市長) ～公の付度と市民自治・憲法～
 ◎映画「ハトは泣いている—時代の肖像—」
 ◎参加費 1000円、学生 500円

[主催] 「九条俳句」市民応援団
 [協力] 国賠ネットワーク、「ハトは泣いている」上映をすすめる会、社全協三多摩支部、憲法を考える映画の会

制服を作っていたヒューゴ・ボス社を例に、政治、軍部に止まらず企業も自らの歴史検証をするドイツ。敗戦の総括の差は日本国民が戦争犯罪＝平和への罪を裁く主体になるべき機会を逸する決定的な躓きになったと指摘。それが侵略された側への想像力を阻む。この8・15認識は、3・11でもまた

政権から東電本体に及ぶ当事者意識の欠如、責任の不問、結果としての反省の不在。それが新たな敗北を招き寄せる。そして、日本のデモクラシーの阻害要因である対米従属、天皇制の再検討が会場への課題として投げられた。

(報告) 松本

舞台は第2ステージへ。東京高裁で完全勝訴を！

「九条俳句」違憲国賠訴訟を市民の手で！ 実行委員会 (通称「九条俳句」市民応援団)

くらしの中から政治を考える。傍聴、集い、もう一度。
 ●賛同者運動 1000名目標 (1口1000円) を
 ●「九条俳句」募集中
 ●毎月25日は「九条俳句」デー

武内 晴 (090-2173-2591) 前島英男 (090-1668-6232)
 佐藤一子、嶋田耕作 (080-1328-3014) 石垣敏夫 (090-4373-0937)
 〒338-0011 埼玉県さいたま市中央区新中里 1-5-19-206 武内 気付
 URL http://9jo-haiku.com MAIL contact@9jo-haiku.com

振込先 ゆうちょ口座 00150-7-634494 「九条俳句」市民応援団

いざ第二ステージへ

弁護団事務局長 石川智士

3月1日10時30分。いよいよ九条俳句訴訟の控訴審第1回口頭弁論期日が開かれます。1審のさいたま地裁判決は、内容の不十分さを抱えながらも、「中立性」を理由とした行政の事なかれ主義により市民の表現・学習の自由が制約され萎縮する現状を憂う多くの方々から、好意的な受け止めをいただきました。

とくに、①九条俳句不掲載が公民館職員の不正な取扱いにあり違法であるとした点、一方で、②さいたま市が根拠とした中立性・公平性・公正性や諸法令は、不掲載の理由とならないと明示した点、③実質的に表現の自由の侵害を認めたと読み取れる点、④「大人の学習権」を憲法上の基本的人権として認めるなど、社会教育への一定程度の理解を示した点などは、積極的に評価されるべきところです。なにより、この「勝訴」判

決は、原告や市民応援団をはじめとする我々市民の「不断の努力」によって、憲法が保障する当たり前の価値を「保持」した（日本国憲法第12条）ことに重要な意義がありました。にもかかわらず、さいたま市は、早々に控訴の方針を決定しました。このことが、九条俳句事件の根の深さと、この訴訟が社会全体の中で持つ大きな意義を示しています。弁護団は控訴審で、次に挙げる市の4つの無理解を中心に改めて主張していきます。

一、公民館や公民館だよりもつ意義への無理解。住民の学習（社会教育）の場としてつくられた公の施設である公民館や、住民の学習（社会教育）に役立つために発行されている公民館だよりについて、その意義を市がまったく理解していません。行政は、住民の学習環境を

よって早期に一定の解決がなされてきました。思考停止に陥りがちな自治体においても地域的で民主的な解決を進められるよう、改めて裁判所に一般的な基準を示してもらうことが必要です。そして四つ。憲法が市民に保障する表現・学習の自由の意義への無理解。民主主義を深めるためには、市民が自由に学び、考え、成果を発表し、意見を交わすことが不可欠です。そのために憲法が厚く保障している表現・学習の自由の意義を、改めて裁判所に示していただき、自治体に意識させることが重要です。

「季刊教育法」に佐藤一子先生の論文掲載

季刊教育法 195号（12月25日発売）に、佐藤先生の特別寄稿論文「公民館の『公平・中立性』と学習権・表現の自由—『九条俳句不掲載損害賠償等請求事件』の埼玉地裁判決をめぐる—」が掲載されました。原告側の主張や地裁判決の要点、教育裁判としての意義、公民館運営のあり方に対して与える影響などがコンパクトにまとめられています。10月13日判決を受けて書き下ろされた初の論文です。ぜひ一読ください！

「九条俳句」違憲国賠訴訟を市民の手で！

実行委員会（「九条俳句」市民応援団）代表 武内 暁

私達は今こそ小さな声、あたりまえの行動で主役・主人公・主権者であることを再確認し、次の「九条俳句」第二ステージ東京高裁の場に臨みます。10月13日さいたま地裁は「行政の違法・不公正」を認め原告への賠償命令をくだしました。当然です。しかし、さいたま市は世論二分、中立公正、

行政の不正は認められないと控訴。私達も、行政こそ憲法、社会教育法、地方自治法に則り住民に寄り添うべきと踏み込んだ判断を求め、俳句の公民館だより再掲載要求と合わせ控訴しました。小さな俳句表現が、全国のべ1100名の賛同者、社会的支援を受け、「行政『忖度』は誰のため」、「公共施設のあ

り方」「学ぶ主権者の権利」を問う裁判運動として三年余りになりました。一人ひとりのあたり前の声、行動で自由闊達な社会を目指すこの運動へより一層の参加、支援ご協力をお願いいたします。

～ありがとうございます。今後とも～

「九条俳句」市民応援団 会計報告 (2015年7月～2017年11月) 2017年12月

収 入		支 出	
項 目	金 額	項 目	金 額
賛同金・カンパ・集会参加費・映画チケット収入などの合計	4,777,792	弁護士・講師の謝礼など	1,214,467
		ニュースレター発行・郵送費	1,644,730
		集会・報告会費用など	271,365
		ホームページ管理その他	721,184
計	4,777,792	計	3,851,746

賛同金支払い者延人数 1314人
残 金 926,046円 (2017年11月末日)



『こうみんかんカフェ (みんカフェ)』
第1回 1月26日(金) 18時半～20時半
 桜木公民館講座室 (大宮シーノ7F)
『わたしたちの公民館のこれから(その1)』
 ～「九条俳句」さいたま地裁判決から考える～
 安藤聡彦さん (埼玉大教授、元さいたま市公民館運営協議会委員長)
 ●資料参加費 300円
 主催 「みんカフェ運営委員会」
 連絡先 安藤 090-4385-7513 vvg01436@nifty.com
 武内 090-2173-2591 satoru.takeuchi9@gmail.com
 坂木 080-7944-1712 FAX 048-643-1889
 ※第2回は3月9日(金)浦和コミュニティセンター(浦和東口) 18時半、3月1日高裁第1回口頭弁論報告会合わせ

「九条俳句」東京高裁第1回口頭弁論
 3月1日(木) 10時集合 10時半開始 101 法廷
報告会 3月1日 13時30分
 日比谷図書文化館 4F 小ホール (スタジオプラス)
 千代田区日比谷公園1番4号 (旧・都立日比谷図書館)

日本ペンクラブ言論表現委員会シンポジウム
『忖度』が奪う表現の自由
 1月31日(水) 18時半～20時半
 文京シビックセンター・小ホール
 〒112-0003 東京都文京区春日1-16-21

[コーディネーター]
 篠田博之 日本ペンクラブ言論表現副委員長

[パネラー]
 吉岡忍 (作家・日本ペンクラブ会長)
 上野千鶴子 (社会学者・東京大学名誉教授・認定NPO 法人ウィメンズアクションネットワーク (WAN) 理事長)
 香山リカ (精神科医・立教大学現代心理学部映像身体学科教授)

「九条俳句」市民応援団